

Clinical Symposium

臨床シンポジウム——近接領域との対話

第3回

地方自治体における臨床心理士の役割

泉 房穂 (明石市長・弁護士・社会福祉士)

I 明石市における専門職採用

明石市では、平成24(2012)年度に弁護士を一挙に5名、平成25(2013)年度に臨床心理士3名および社会福祉士4名をそれぞれ任期付職員として採用した。なお、弁護士は応募総数22名、臨床心理士は応募総数49名、社会福祉士は応募総数86名といういずれも多数の応募者の中から採用したものである。

II 専門職採用の背景

かつての中央集権の時代においては、地方自治体は、中央からの指示を待っていれば足り、従順さや忠実さが美德とされ、行政運営のあり方は前例主義や横並び主義が機能していた。ところが、今日のような地域主権の時代になると、地方自治体は、自己責任を伴う自己決定を日々迫られるようになり、これに伴って、地方自治体には専門的知識や主体的判断能力が必要不可欠になってきている。そして、実際に地方行政に携わる地方自治体の職員には、このような地域主権を体現するための高い能力が要求されるようになってきているのである。

さらに現在は、いじめ・児童虐待など行政の関与が求められるさまざまな問題が複雑化・深刻化し、さまざまな専門的知識が必要不可欠になって

きている。

このように、地方自治体において専門的知識を有する人材が求められるようになってきている一方、地方自治体の内部にはこのような要請に応えられる十分な人材が必ずしもいるわけではない。

そこで、明石市では、弁護士、臨床心理士、社会福祉士といった専門職を上記のとおり職員として採用するに至ったものである。なお、明石市では、さらに公認会計士の募集・採用も予定しており、専門職のさらなる活用を積極的に進めている。

多くの自治体では、行財政改革として、職員の削減や予算の縮少を進めているところであるが、明石市においては、このような消極的な施策にとどまらず、専門的知識をもった職員の積極的な増員により、真の行政需要に応えるための地方行政の質的改革を実行しているのである。

III 臨床心理士の担当業務

このようにして採用された臨床心理士3名(いずれも係長級)は、①スクールカウンセラー(教育現場にて)、②発達障害者支援(明石市立の発達支援センターにて)、③子ども療育相談(明石市立の肢体不自由児通所施設にて)、④子ども養育相談(離婚に際しての子どものケア、面会交流のアレンジなど)、⑤犯罪被害者支援(明石市の

条例に基づく総合的支援のひとつとして), ⑥市職員を含む市民のメンタルヘルスケア (心のケア相談), ⑦その他の心理支援といった業務を担当している。

IV 関係職種との積極的な連携

明石市においては, さらに平成 25 年度から専門職と一般行政職との積極的な連携 (チームアプローチ) により, 専門的で総合的な支援を求めている社会の要請に応えるべく, 次のようなサービスを提供する。

1 総合訪問相談の実施

臨床心理士, 社会福祉士, 弁護士および一般行政職がチームを組んで, 市民の自宅や病院の枕元などを訪問し, 総合的な相談援助を行う。

なお, 明石市では, 弁護士職員を採用した平成 24 年度より, 病気や高齢であるなどの理由で外出が困難な市民に対して, 自宅・病院・施設を問わず, 本人の枕元にまで任期付弁護士職員が訪問して法律相談を行い, 必要があれば生活保護などの各種行政サービスにもつなぐという取り組みを開始していたが, この総合訪問相談はこれをさらに市民のニーズに合うように発展させたものである。

2 いじめ総合相談窓口の創設

いじめ相談に特化した常設の特設電話を開設し, 臨床心理士がスクールカウンセラーとして, 社会福祉士がスクールソーシャルワーカーとして, 弁護士がスクールロイヤーとして, 教職員相談員がスクールアドバイザーとして, 相互に連携しながら, 総合的かつ臨機応変に対応を行う。

この相談体制のポイントは, ①専門性を有する, ②常勤の, ③市長部局に属する職員が, ④市役所の中だけに留まらず, 自ら市民のもとを訪問して相談を受ける, というところにある。

そして, この相談体制の狙いは, いじめ問題の解決にあたっては教育委員会と対立・緊張関係に立つ場合もありうることから, 市長部局に属する

者が相談を受けることで相談窓口としての機能をより高めること, さらには行政が専門的知識を背景に, 個別救済をも効果的に実現していくというところにある。

V 臨床心理士の執務環境

現在, 臨床心理士を含む専門職職員は, いずれも一般行政職の職員と机を並べて一緒に働いており, 職員が気軽に専門職職員に相談できる体制となっている。これは, 臨床心理士自らが心理専門職として自らの専門性を活かした業務処理を行うことは当然であるが, 心理専門職である臨床心理士と一緒にさまざまなケースについて協議・検討を行い, その見解やそこに至る検討・対応の過程を間近で見ることにより, 一般の行政職員も心のケアなどに関する考え方や悩みを抱える市民の方へのより効果的な接し方などを身に付ける機会にするとすることも期待しているのである。また, 臨床心理士による地方行政実務に密着した研修なども積極的に行ってもらう予定である。

このように, このたび採用した臨床心理士職員には, その専門性を発揮するとともに, 一般行政職の能力向上にも寄与する働きを期待している。

VI 市民への責任を果たす

今日のような非常に厳しい経済情勢の下では, 特に子どもや高齢者といった弱い立場にある方, 声を上げられない方の目線に立った施策を展開していくことが欠かせない。社会が余裕を失っているときこそ, 行政が社会のセーフティネットとして有効に機能する必要があるのである。そして, 現在のような地域主権の時代が到来している状況にあっては, 地方自治体にもその役割を果たすことが今まで以上に強く求められている。

このような観点から, 明石市では, 専門職職員にそれぞれの専門性を活かしながら, 一般行政職とも有機的に連携し合って業務を行ってもらうことにより, より一層市民の期待に応えられる行政を実現していきたいと考えている。

明石市長泉房穂様の論文を拝読して

奥村茉莉子

(日本臨床心理士会専務理事)

弁護士でもあり社会福祉士でもあられる泉房穂明石市長よりの「地方自治体における臨床心理士の役割」を拝読いたしまして、政令都市の市長というお立場において、市民生活の安寧を図る責任を真正面から担おうとされている気迫を、ありありと感じさせていただいております。

心理職が都道府県レベルの自治体で雇用されてきた歴史はすでに半世紀以上にわたります。心理職は、大きい組織のなかでは通常、領域ごとの縦割りの配置において、保健医療では病院内各部署あるいは精神保健センター、福祉では児童相談所・児童養護施設・女性センターなど、役割の定まった機関に配属されます。これらの機関は、利用する市民へのサービスも、原則としてすでに用意されているメニューがあり、心理職はそのなかで役割を担うという形が、多くの職場での業務の既成概念となっているように見えます。心理職はその枠のなかで、心理査定、心理相談、心理療法などを行う職種として配置されてきたのが通例です。そこではこれらの業務の一つ一つの質は問われつつも、背景にある市民ニーズと組織制度内の役割との間で、矛盾する葛藤を経験することもあります。

泉市長の構想では、「地域主権の時代になると、地方自治体は自己責任を伴う自己決定を日々迫られるようになり、これに伴って地方自治体には専門的知識や主体的判断能力が必要不可欠に」なってきたことを受けて、「行政の質的改革を実行」するために専門職を採用したとのことでした。

臨床心理士が担当する課題が複数挙げられておりますが、なかでも、いじめ総合相談窓口の創設においては、「いじめ問題の解決にあたっては教育委員会と対立・緊張関係に立つ場合もありうる」

ことに言及され、市長部局に属する者が相談を受ける体制を作られました。また、子ども養育相談として、離婚に際しての子どものケア、面会交流のアレンジという、臨床心理士にとってはこれまで携わることの少なかった仕事を、司法部門の仕事としてではなく市民が離婚を届けるところからかわる行政の仕事として担うという、新しい発想を提起されました。この問題は子どもの養育相談に含まれる、ご家族のこころの問題も含め、複雑で深刻な、そして子どもの未来にわたって責任のある仕事と思われれます。

心理職の専門性とは、マニュアル通りの技術を行使用するのではなく、人々のニーズに直接向き合いつつ、問題が含むと思われる錯綜する事柄を総合的に判断し、関係する人々がそれぞれに考えられるように創造的な取り組みを誠実に行うことにあり、そのような役割期待が明示されている明石市の実践として受け止めさせていただきました。このご提示はまさに、臨床心理士の実践力の如何を問うような試練のハードルを置いていただいたこととして、緊張感をもちつつ感謝したいと思います。